

ドローン・レスキューユニットへの物品貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ドローン・レスキューユニット（以下「ユニット」という。）への物品貸付に関して、鳥取県物品事務取扱規則（昭和39年3月30日鳥取県規則第12号）第21条から第25条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱でいう物品とは、ユニットへ貸し付けるために購入した物品のことを指す。

2 この要綱でいうユニットとは、物品を貸し付ける対象であり、県と「ドローン・レスキューユニットへの参加に関する協定」を締結した者のことを指す。

(貸付目的)

第3条 県は、災害時の即応力強化につなげることを目的に、ユニットへ物品を貸し付けるものとする。

2 借り受けた者は、災害時の協力活動及び平時からの準備のために物品を使用するものとし、平常時から災害時等に使用する準備及び習熟に努め、災害時は物品を使用した協力活動を拒んではならない。

(貸付料)

第4条 県は、物品を無償で貸し付けることができる。

(貸付期間)

第5条 貸付期間は、貸付開始日から1年間を超えることはできない。

2 貸付期間は、更新することができる。この場合においては、前項の期間を超えることができない。

(借受の方法)

第6条 県は、物品を貸し付ける場合は、原則、公募により貸し付ける者を選定するものとする。ただし、県が特定のユニットに貸し付けることが適当であると相当の理由があると認めた場合は、公募によらず物品の借り受けを依頼することができる。

2 前項の公募等により選定され、物品を借り受けようとする者は、様式第1号「物品借受申込書」を提出する。

3 非常災害その他特別の理由により緊急に貸し付ける必要があると県が認める場合は、公募によらず貸し付ける者を選定し依頼することができる。その場合に物品を借り受け

ようとする者は、様式第2号「物品貸借確認書」を提出する。

(貸付けの承認)

第7条 前条の申込があった場合、県はその内容を審査し、問題がないと判断した場合は、申込者に対して貸し付けの決定を様式第3号「物品貸付承認通知書」により通知する。

2 県と申込者は、必要に応じて「物品貸付契約書」を締結するものとする。

(物品の引き渡し等)

第8条 前条第1項の通知後、物品を借り受けた者は、様式第4号「物品借受書」を提出する。

2 物品の引き渡し及び返還は、貸付期間内に県が指定する場所で行うものとする。

3 借り受けた者は、貸付期間が終了する月の前月末までに利用実績について報告を行うものとする。ただし、前条第2項の契約を締結する場合は、報告の時期を別途定めることができる。

(貸付の条件)

第9条 県が物品を貸し付ける場合には、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 物品の引渡し、返還に要する費用は借り受けた者において負担すること。
- (2) 借り受けた者は、善良な管理者の注意義務を持って物品を管理し、常に良好な状態で保管すること。
- (3) 借り受けた者は、使用目的以外に物品を使用しないこととし、転貸し又は担保に供しないこと。
- (4) 借り受けた者は、物品を亡失し、又は損傷したときは、速やかに県に報告を行い、その指示に従うこと。借り受けた者が、その責めに帰すべき理由によって物品を亡失し、又は損傷したときは、借り受けた者はこれを原形に復し、又はその損害相当額を弁償すること。
- (5) 借り受けた者が貸借条件に違反したとき又は県が特に必要と認めるときは、県は借り受けた者に貸付期間満了日前に物品の返還を指示する場合がある。この場合は、借り受けた者は指示に従い速やかに県に物品を返還すること。
- (6) その他定めのない事項については、その都度県の指示に従うこと。

(経費の負担)

第10条 災害時等の協力活動及び平常時の訓練参加に要した費用は、県と締結した「ドローン・レスキューユニットへの参加に関する協定」に定めるとおり負担するものとする。

2 その他定めのない事項については、公募時等、物品を貸し付ける前に、県がそれを定めるものとする。

(その他)

第11条 その他この要綱に定めのないことは、関係条例、規則、契約書等の規定により処理する。

附則

この要綱は、令和7年2月7日から施行する。

様式第 1 号

物 品 借 受 申 込 書

鳥取県知事
(出納機関の長) 氏 名 様

年 月 日

申請人
住 所
氏 名 印

下記の物品を借り受けたいので申込みをします。

記

- 1 使用目的
- 2 使用場所
- 3 品 名
- 4 数 量
- 5 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 条 件
- 7 保 証 人

様式第2号

物 品 貸 借 確 認 書

鳥取県知事 氏 名 様
(出納機関の長)

年 月 日

借受人 住 所
氏 名

次のとおり物品を借り受けることを確認します。

記

1 使用目的

2 使用場所

3 品 名

4 数 量

5 期 間

年 月 日から 年 月 日まで

6 貸借条件

裏面のとおり

(裏面)

【貸借条件】

- (1) 物品の引渡し、返還に要する費用は借受人において負担すること。
- (2) 借受人は、善良な管理者の注意義務を持って物品を管理し、常に良好な状態で保管すること。
- (3) 借受人は、1の使用目的以外に物品を使用しないこととし、転貸し又は担保に供しないこと。
- (4) 借受人は、物品を亡失し、又は損傷したときは、速やかに県に報告を行い、その指示に従うこと。借受人が、その責めに帰すべき理由によって物品を亡失し、又は損傷したときは、借受人はこれを原形に復し、又はその損害相当額を弁償すること。
- (5) 借受人が貸借条件に違反したとき又は県が特に必要と認めたときは、県は借受人に貸付期間満了日前に物品の返還を指示する場合がある。この場合は、借受人は指示に従い速やかに県に物品を返還すること。
- (6) この書面に定めのない事項については、その都度県の指示に従うこと。

物 品 貸 付 承 認 通 知 書

借受人 氏 名 様

出納機関の長・課長
(公 印 省 略)

下記の物品の貸付について、下記の条件により承認します。

記

- 1 使用目的
- 2 使用場所
- 3 品 名
- 4 数 量
- 5 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 貸付条件
 - (1) 物品の引渡し、返還に要する費用は借受人において負担すること。
 - (2) 借受人は、善良な管理者の注意義務を持って物品を管理し、常に良好な状態で保管すること。
 - (3) 借受人は、1の使用目的以外に物品を使用しないこととし、転貸し又は担保に供しないこと。
 - (4) 借受人は、物品を亡失し、又は損傷したときは、速やかに県に報告を行い、その指示に従うこと。借受人が、その責めに帰すべき理由によって物品を亡失し、又は損傷したときは、借受人はこれを原形に復し、又はその損害相当額を弁償すること。
 - (5) 借受人が貸付条件に違反したとき又は県が特に必要と認めたときは、県は借受人に貸付期間満了日前に物品の返還を指示する場合がある。この場合は、借受人は指示に従い速やかに県に物品を返還すること。
 - (6) この書面に定めのない事項については、その都度県の指示に従うこと。

様式第 4 号

物 品 借 受 書

鳥取県知事 氏 名 様
(出納機関の長)

年 月 日

借受人住 所
氏 名

下記の物品を借り受けます。借受物品の取扱いについては、年 月 日付第
号の物品貸付承認通知書の条件に従います。

記

- 1 使用目的
- 2 使用場所
- 3 品 名
- 4 数 量
- 5 期 間
- 6 備 考

年 月 日から 年 月 日まで